

檢疫所職員配置表

昭和二十一年一月一日現在

課名	二級			三級			四級			臨時	雇員	檢疫所	備人	計	備考
	主任	課長	課員	主任	課長	課員	主任	課長	課員						
檢疫課															
防疫課															
衛生課															
事務課															
計															

久里浜検疫所職員配置表

昭和二十一年一月一日現在

課名	二級			三級			四級			臨時	雇員	檢疫所	備人	計	備考
	主任	課長	課員	主任	課長	課員	主任	課長	課員						
檢疫課															
防疫課															
衛生課															
事務課															
計															

計	炊飯		洗濯		掃除		給食		その他		計	備考
	係	長	係	長	係	長	係	長	係	長		
四												
一〇												
七												
一〇												
八												
八												
一五												
九												

精製復護所職員配置表(其の二)

昭和二十一年七月一日現在

計	炊飯		洗濯		掃除		給食		その他		計	備考
	係	長	係	長	係	長	係	長	係	長		
三												
九												
八												
七												
一〇												
八												
八												
一五												
九												

(七) 精製復護所職員配置表(其の二)

昭和二十一年七月一日現在

(2)

池上堤檢所檢査配置表

昭和二十一年三月十日(前所跡)現在

備 店	合 計	原 部	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	復 員	課 長
																				課 長
	九																			課 長
	三																			課 長
	六																			課 長
	三																			課 長
	六																			課 長
	二																			課 長
	一 〇 四																			計
																				備 序

池上護國所職英配置表

昭和二十一年七月一日現在

備 后	計	压	拾	後	後	後	後	後	後	後	副	所	長	課	員	教
		原	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
	一		三	三	三			一	一	二	四	一	一	寺務	官	
	九	二		一	一			一		二	三			嘱託	座	
	三	一	二	三	二			二	四	二	五	一		員		
	一	九												看護婦		
	六							一	四	二	三	一	五	備人		
	七									二	五	一		常備		
	七									二	五			備人		
	一	五	九	三	六	八	一	二	三	四	五	八	一	計		
														備后		

中日保護所職員配置表

所別	職員		嘱託	庶務	看護婦	看護婦	計
	主任	主任					
麻生			一				一
大谷			一				一
計			二				二
同方							
計			四				四
同方							
計			四				四
同方							
計			二				二
同方							
計			二				二

昭和二十二年一月一日現在

場所	計	収容		看護		計
		主任	主任	主任	主任	
同方						
計						
同方						
計						

引揚並に送出現況目次

第一節 引揚船舶の概況	一頁
第二節 引揚船舶月別統計	二頁
第三節 引揚並に送出者の概況	二頁
第四節 送出者の概況	四頁
第五節 陸海地域別引揚人員統計	
第六節 陸海地域別送出人員統計	
第七節 屍体及遺骨の処理	一九頁
第八節 第一復員部遺留品(遺留品)の処理	一〇頁
第九節 一般民衆及遺留品の処理	
第十節 孤児及孤独老人	一六頁
第十一節 孤獨老人	
第十二節 無縁故者の定省保護	

又本月に入つて初めて「ニニウヤニア」島「ウエロク」からの軍隊の引揚者あり作戦地の確保上殆んど
受傷又は染病失調患者で其の生還者数も出勤時人員の一割程度に過ぎないことであつた。
之等部隊の揚陸に際しては局員が現場に進出し揚陸時の指揮に万全を期した即ち患者に對する治療用
被服として毛布外套等は埠頭への集積の外、艇舟により本船に持込み予め之を交付し一方検査所及関係
病院よりの救護員も荒波を斥はず本船に進出救護の最善を盡したのである。又地元婦人会、警察署等に
応援を求め揚陸時の湯茶の接待、面会人の整理等を實施し千数百名の患者の上陸並に之が埠頭に於ける
応急看護に万全の処置を講じたのである。

二月甲の引揚状況は従来に比し引揚艦船の入港者減し前月に比し其の数は減し引揚者総数三万一千四百
三十九名で「ブーゲンビル」島其の首位を占めた。患者数は四千六百七十九名で引揚者の一五%に
し前月比率の約二倍に達した。

三月甲に於ける引揚艦船の入港は前月に比し更に著減し其の引揚者数は総数二万九千九十二名で「ラポー
ル」島は初の引揚で其の数も首位であつた。又患者数は千九百十八名で引揚者の九%であつた。

四月甲に於ける引揚艦船の入港は前月に比し著しく増加し引揚者総数七万六千六百一十名海上滞留者を合せる
と十三万七千名以上の多数に達した。引揚地区は華南を首位とし「ラポール」台湾等で其の過半数は
コレラ「死生地である廣東、海防地区であり來船直後より「コレラ」患者の発生を見たので何れも停船
せしめ國內への「コレラ」菌の伝播阻止のため嚴重な防疫を實施した。「コレラ」船の状況については
第六号報告に記載の通りである。

五月中に於ける引揚艦船は廣東、海防地区の引揚完了に伴ひ前月に比し著減したが新に「コレラ」流行地
たる「バンコック」地帯からの引揚艦船が入港した外、沖繩、米本國、「ウラガマストック」「ラポール
」等から引揚艦があつた。

前月の引揚者の本数は前月入港した滞留者の揚陸者であつて嚴重なる消毒の上揚陸せしめ後に隔離の
上人員一回乃至二回の検疫と行ひ陰性と決定した後に帰郷を許可されたのである。
六月中に於ける引揚艦船の入港は前月に比し著しく増加し患者総数四十九隻引揚者総数九万五千二百五十九名
多数に達し当局間局以来の最高であつた。之れと引揚地域別に見ると「シヤマム」等、華南、佛印、
朝鮮、台湾、ハワイ等であつた。

七月以後に於ける引揚者に對しては特に注意を要する事項なく、患者、引揚地区等の治療の通りである。

(二) 送出国の概況

浦賀港は専ら引揚者の受入のみを指示せられてゐたが引揚業務の進行に伴ひ之等引揚者の中には元軍人軍属であつた朝鮮人、台湾住民等も含まれ又内地に在位の朝鮮人、中国人、台湾住民及び北緯三十度以南の北見島嶼並に沖繩県に本籍を有する者も帰還を希望する者又八丈島、三宅島等への帰還を要する者等海外に送出国を要する者も在りたので聯合軍最高司令部より昭和二年十二月二十四日附送出国者不五百人と爲す指示を以て送出国業務を開始せられたのであつた。

之等非日本人の送出国は終つて占領軍の指令に依つて行はれその中で所外事項多く其の上層者中には種々な不平不満を洩し或は憤慨なる態度を以て振舞ひ又或國人の如きは金銭の不当の徴収或は倉庫修納物品の強奪する者等不勝枚なる困難な事象もあつたが、本業務の重要性に鑑み隠忍と重ね却つて勉めて親切に彼等に接したので当初の不遜の態度も次第に法らぐ傾向となり後には終つてのものが感謝の意を以て引揚を惜みつゝ、帰還する者も在りた。

人種別日別送出国員統計は次表の通りである。

人員送別月別統計表

月別	人種別	朝鮮人	台灣人	中國人	韓人	伊太利人	菲律賓人	三原人	金剛山	公島	三島	德島	韓島
合計	(3287)	(1614)	(89)	(16)			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
25年	(1800)	(870)											
1/1	0	0	(0)										
1/2	1500		1500										
1/1年	(387)	(387)	(0)										
1	8286	2540	6246										
2	(0)		(0)										
3	3644		3270										
4	(31)	(31)											
5	562	2											
6	(291)	(291)											
7	35	0											
8	42												
9	43												
10	(0)												
11	(5)												
12	71												
1	(243)	(38)	(11)										
2	0	0	0										
3	(18)	(18)											
4	0	0											
5	(249)	(3)											
6	0	0											
7	(105)	(105)											
8	0	0											
9	(53)	(8)	(16)	(11)									
10	1105	0	0	0									
11	(53)	(8)	(16)	(11)									
12	12	0	0	0									
1	(146)	(83)	(67)	(13)									
2	933	0	0	0									
3	(23)	0	(2)	(13)									
4	0	0	0	0									
5	(0)												
6	1069												
7													
8													
9													
10													
11													
12													
合計	157												

上欄()內數字人員表示
下欄()內數字人員表示

一 復員部遺骨遺品の処理（陸軍省人事局）
 昭和二十年十月十五日大島島より帰還した独立混成隊第十三聯隊が一柱の遺骨を携行帰還したのを初
 めとして浦賀に上陸した遺骨は左夜の通りで七月末日迄の發送状況は別表の通りである。

處理年月	遺骨数	處理年月	遺骨数
昭和二十年十月	四十一柱	昭和二十一年三月	五十四柱
十一月	二八七三柱	四月	七一九一柱
十二月	五五七柱	五月	一三四九柱
昭和二十一年一月	一九七五柱	六月	三二八九柱
二月	二三五二柱	七月	一四一四柱
計	六四五六八柱		

昭和二十一年五月迄は復員課で次の様に処理した。
 遺骨遺品は師團連次師團領出來るものの中から各部隊輸送指揮官の定めた寄附者が夫局長の命令によ
 つて本陣地の地方世話部へ發送をし遺骨遺品名簿は復員課で点検の上一部は受取つて前守業務局へ
 送付し一部は軍備省に携行させ遺骨名簿として保存した。

昭和二十一年六月以後は四月十五日發布の復員前守業務規定に基いて遺骨遺品は全部復員課で名
 簿を整理区分し復員課と兵務課との間で一月に一回各復員連絡局及びその
 復員課の復員課長及び課長より任命し時に復員課

復員(遺族)送状状況一覽表

復員(遺族)送状局	昭和二十一年		昭和二十二年		昭和二十三年	
	月日	送状数	月日	送状数	月日	送状数
東部復員連絡局	7/7	二九七〇	7/7	五二四一	30/7	(一四二八) (五九二)
中部復員連絡局	4/6	(一三六) (三三二) (三三六)	15/7	五九〇〇		(一七三九) (五〇二)
同 名古屋支部		(一三六)		六三三		(一七三九)
同 岐阜支部		(九三)		(一六四)		(一七三)
同 善通寺支部		(二七)		(七五)		(一〇〇)
西部復員連絡局		(一〇九三) (二五〇〇)		(三〇〇)		(三三三三) (三三三三) (三三三三)
計		(一〇九三) (二五〇〇)		(一三七七) (二二七三)		(一四二八) (五九二) (七九〇九)

白地処理並に制度改正に依り六月七月中に於て受けた四七〇三七程中の処理済みのなり。
 以上以降の分は資料と失に於て調査不能につき省略せり。

一般の観念は敗戦の現実によつて急激に冷却し戦争中に随時随所に見られた戦時の態度
 と戦後在取扱ひは跡形もなくなつた畢竟は遺族送状の任に當つた係員の滿なく嘆息する所であつて出
 立準備の取扱ひは遺送途上の一般国民の態度等敗戦がかくも惨たる結果を生んだかといとしく悲嘆の
 大いなることが感ずられる。

戦時中依る直接の犠牲者に対する態度が斯くの如くであつて見れば夫等の遺家族の取扱ひが救済が
 出来る態度に依つて行はれるかは明かであつて将来国家的に關心を持つた扱はならぬ重大問題の一つ

遺品(海軍人軍属)の処理(海軍省人軍属)
 遺品(海軍省人軍属)は地方復興局に提出の名簿と共に受理し、当部(海軍省)所に安置する。一方、受取人不明のものがある場合は、各本籍市町村長に照会する等種々の方法と議し、確たる受取人を知り、関係地方復興局(海軍省)に送付し、官(市)官(高等)官(高等)官(高等)に於ては、復興局(局長)宛報告する。
 次で整理すべき遺品(海軍省)の所管の如何に拘らず、総て一括横須賀地方復興局(人事)に移管する(人事)に於ては、横須賀市長長院に安置し、諸般の手続終了後、各地方世話部を経て遺族に引渡す。
 遺品(遺品(海軍省)を含む)は遺族(受取人)判明のものは直ちに送付し、不明のものは各部に照会判明次第送付して来た。

本軍(海軍)は戦死公報前に遺品を送付するのは不当な事であるが(事實に於て遺品のみを見て驚きの余り取らぬものも致致す馳けつづける者が多かった)人事処理(海軍省)たる人事部の戦没関係手続は終戦時の混乱に於て著しく山積したる事情にて此の事務終了を待つ時は当部の遺品(海軍省)亦山積となり、予に負えざるに立到るに事(海軍省)が明かとなつたので上級庁と交渉してを得ず遺品のみを逐次処理送付することにした。然し遺品の送付は前述の如く公報(海軍省)送付すべきであるのに前送するので現狀が然るに、送付する為前送するもの故御(海軍省)承ありたい旨と書(海軍省)添へ、其の礼を失せざる様努め、先づ遺品に於ても其分(海軍省)に於て遺品(海軍省)送付(海軍省)の月別件数は別表の通りである。

遺品(海軍省)月別件数別表

処理年月	遺品数	遺品名数	処理年月	遺品数	遺品名数
昭和二十年十月	八〇四柱	一〇二二件	同二十一年九月	五〇〇柱	一〇二二件
十一月	四七六柱	二四五一件	十月	五〇四柱	一〇二二件
十二月	一五七柱	一一六四件	十一月	一六三柱	六二七件
同二十一年一月	三七四柱	一一六六件	十二月	四三柱	一一三九件
二月	二八〇柱	三〇五二件	同二十一年一月	〇	〇
三月	三七〇柱	一一三三件	二月	〇	〇
四月	二七〇柱	八二二件	三月	一六三柱	一一二七八件
五月	二〇一柱	三二五件	合計	一六三柱	一一二七八件
六月	一六〇柱	一〇〇件	遺品金合計	参万参千四百九拾七圓七角	
七月	五柱	一件			
八月	九四柱	一三〇件			

遺品(海軍省)の処理(一般邦人)
 遺品(海軍省)は引揚者の中には、こゝまで送付者(海軍省)が精一杯だったのか急に気がゆるみ、引揚者(海軍省)の中で死の音が多し。こゝに不安な人達とは地元の火葬場(海軍省)で火葬し、又こゝの關係で死亡した者は防疫上検査病院附設の火葬場で全部火葬にし、公葬の手向けに上、順次遺族に引渡すと云ふ方針は、従つて、又国立病院(海軍省)に送付する人も甚だ多し、がそれ等の人は、それ等の病院

引揚者の間に長、飛札がとつて出で病の床に籠れる人の数も少ない。此の人
 の手際も多少の相違はあるが、それれ、の保護所で処理してゐた。引揚者で海外在住の人は、
 目、三代目、のやうな人は内地、殆んど緑者を持たないのが通例である。こゝに引揚られた人の中には
 台は誰も遺骨の引取人がないものも多し。遺族に知らせずとも引取りに来る、遺骨、遺族の別を
 示さずして埋めて行くのでこれ等の遺骨は何れも當つての日、日の孔の埋、送られて故郷を祭つた人
 の発展の先駆として雄飛した人であり又その人達の子供達である。その霊は最も鄭重に對めねばなら
 ない。

として民間へと取扱つた。鴨居様護所に關係する遺骨は全保護所西分四丁に安置する。前管の故郷の手は
 所を設けて朝夕の供養を欠かさず、その他の遺骨は局に集めて戦場に散つた人達のそれと共に局の靈
 代に安置して祭を絶やさない、として金沢岸の供養は勿論時に忘せて焚燈、札拜を続け厚く靈を奉
 じてゐる。その中、遺族不明の遺骨は、例の中、資料を調査し本籍地關係を町村に到るまで詳細に調査して
 遺骨の発見に努められ、直ちに親族縁者に引渡すことにしてゐるが、尚、後まで不明のものも多少
 残ることと予想して無縁縁立を計画し地元久理、長安寺境内に定めて、陸地に於て永く其の靈を奉
 養することにしてゐる。引揚開始當時からの一般邦人の死役者は、六百十六柱に數へるがその内、遺骨を引渡した
 遺骨は五百四十一柱で残り、七十五柱は局に安置してゐる。此の安置中の遺骨の内、引取人を昭会中のも
 のは、三、現任無縁縁立のものを、四、一、体となつてゐる。

第七節 孤児及び無縁故者

一 孤児及孤独老人

引揚者の中には救はれずして多くは在り、かゝる孤児がある。殊に引揚開始當時は、優
 先的に最も状況の悪い方面から着手せられた關係に孤児の數も多かつた。昭和二十年木ダバオから引
 揚げた中には孤児の集團もあつた。ジャングルを敵の砲撃に追はれて逃げる間に親を失つた子供
 達が集つて自ら集團化したのが生々残つたのである。
 引揚開始の中で更に上陸してから收容所の中で子供の手を握つたまま、息絶えた親達も多かつた。こゝ
 でも生じた孤児が最初の肉は、山あつたのである。
 孤児の内未だに引取人が見当らず社会事業施設に委託した数は百十四名に止つてゐる。其の状況は
 左の通りである。

二 孤児取扱状況

取扱年月日	孤児員數	引揚地名	委託先	其の後の処理状況
四	十名	比島	横浜市磯子区 金澤郷	五名 横浜貧窮人会(春光園) 二名 葉山子供園へ 四名 近親者引渡し
	三名	同 右	同 右	一名 死と 三名 春光園へ 一名 葉山子供園へ